



島根県消費者センター
マスコットキャラクター
だまされないゾウくん

マルチ商法 (ネットワークビジネス)



島根県観光キャラクター
しまねっこ
島観連許諾第6371号



R2 作：柏屋コッコ

簡単に儲かる話はありません。誘いに乗ってしまうと、次はあなたが誘う役に。被害者になるだけでなく加害者にもなり、友人をなくすことにも。

マルチ商法って？

マルチ商法とは、商品やサービスを契約して、次は自分が買い手を探し、次々に販売組織に加入させ、ピラミッド式に拡大させていく商法です。



正式名は「連鎖販売取引」。ネットワークビジネスと呼ばれることもあります。



- ・知人や友人から誘われ「儲かるから」などと言われ販売組織に加入し、自らも知り合いを勧誘し、紹介料を稼ぐよう勧められるものです。
- ・商品は、健康食品や化粧品、浄水器など多種に及びます。

- ・「うまい話がある」「簡単に儲かる」「紹介料がたくさん入る」「ニュービジネスをやらないか」このような甘い誘いには注意しましょう。
- ・マルチ商法の場合は契約書面を受け取ってから20日以内であればクーリング・オフができます。また中途解約も可能です。あきらめずにご相談ください。

参考：消費者庁、国民生活センター発行「マルチ商法にご用心!!」

消費生活に関するご相談は **泣き寝入りはいや**

消費者ホットライン

局番なしの **188**

お近くの消費生活センター等につながります。

メール相談受付中

メールによる消費生活相談を受け付けています。詳細は島根県消費者センターホームページをご覧ください。

島根県消費者センター 検索 消費生活に関する情報も発信しています!

